

知的障害者相談員設置要綱

平成13年3月21日制定

(趣旨)

第1条 知的障害者相談員（以下「相談員」という。）は、知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、福祉事務所、児童相談所及び知的障害者更生相談所の行う業務に対する協力活動並びに知的障害者援護思想の普及活動を行うものとする。

(業務の委託)

第2条 市長は、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、担当地域の実状に精通している者であつて、原則として、知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者で、福祉事務所長から推薦のあった者（ただし、前年度から引き続き委託する者は、この限りではない。）に対して、次に掲げる業務を委託する。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、修学、就職等に関し、関係機関に連絡すること。
- (3) 知的障害者の援護思想の普及に努めること。

(活動費の支弁)

第3条 市は、毎年予算の範囲内で活動に関する経費を支弁する。

(業務の委託期間)

第4条 相談員の業務委託期間は1年とする。

(業務委託の解除)

第5条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談

員に対する業務の委託を解除するものとする。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
 - (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
 - (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (研修会の開催)

第6条 毎年少なくとも1回研修会を実施するほか、必要に応じて自主研究会を開催する。

(関係機関との連携と秘密保持)

第7条 相談員は、福祉事務所、知的障害者更生相談所、児童相談所、児童委員等関係機関と緊密な連携を保って業務を行うとともに、知的障害者の人格を尊重して、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。

(その他)

第8条 市長は、相談員に次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 業務を行うに当たって相談員であることを証明する証票を携行すること。
- (2) 業務を行うために必要なケース記録票を整備すること。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。